

市川市保育の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 10 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 43 号

市川市保育の利用等に関する規則の一部を改正する規則

市川市保育の利用等に関する規則（平成 27 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 17 の項中「次項」を「18 の項」に改め、同項の次に次のように加える。

17 の 2	保育所若しくは認定こども園における保育又は家庭的保育事業による保育の利用をしている乳幼児（市長が別に定める保護者の乳幼児に限る。）について、当該保育の利用をしている施設又は事業所が廃止されることにより、当該保育の利用ができなくなることに伴い他の保育所等への変更又は入所等の申込み（当該変更又は入所等の申込みにおいて保育の開始を希望した日が当該保育の利用をしている施設又は事業所が廃止される月の 2 月前から 3 月後までの間に属する場合に限る。）を行う場合	+ 10
-----------	--	------

別表第 2 の 24 の項中「市外在住者」の次に「（市内に転入予定である者を除く。）」を加え、「－ 4」を「－ 15」に改め、同表の 25 の項中「市外在住者」の次に「（市内に転入予定である者を除く。）」を加え、「－ 6」を「－ 20」に改め、同表の 30 の項中「前 3 項」を「17 の 2 の項及び前 3 項」に改め、同表備考 1 中「調整は」の次に「、17 の 2 の項」を加え、同表備考 2 中「19 の項まで」を「17 の項まで、18 の項及び 19 の項」に改め、同表備考 4 を同表備考 5 とし、同表に備考 4 として次のように加える。

4 9 の項から 16 の項までのいずれかに該当する場合においては、24

の項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の市川市保育の利用等に関する規則第 3 条第 2 項に規定する入所等（以下「入所等」という。）に係る同規則第 4 条第 2 項に規定する利用調整（以下「利用調整」という。）について適用し、同日前の入所等に係る利用調整については、なお従前の例による。